

事業評価シート

担当課・室長：大気生活環境室長

事業名	固定発生源対策									
上位施策名	大気環境の保全 (ア 騒音対策)									
1 事業の概要	<p>騒音対策を進める上で、苦情件数の約9割を占める固定発生源対策を進めることは特に重要である。</p> <p>本事業は低周波音を含む騒音の固定発生源について必要な規制、その他の対策を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。このため、騒音規制法・騒音に係る環境基準について、より適切な制度運営を行うための検討を進めるとともに、規制対象の追加の検討及び有効な対策技術の把握・検討を実施する。</p> <p>低周波音については知見が不足しており、人体影響の調査及び対策の検討が必要である。</p>									
2 進捗状況	<p>平成8年度 残したい“日本の音風景100選”認定。 以後、1年に1度音風景保全全国大会を実施（共催）</p> <p>平成8年度 騒音規制法の規制対象の追加 平成10年度 騒音に係る環境基準の改正（平成11年4月施行） 平成12年度 低周波音の測定方法に関するマニュアル策定 平成13年度 低周波音対策事例集（仮称）策定予定 平成14年度 未規制施設・建設作業の実態調査終了予定。</p> <p>苦情件数の推移</p> <table border="0"> <tr> <td>工場事業場騒音</td> <td>H1 ; 7,118</td> <td>H11 ; 4,533</td> </tr> <tr> <td>建設作業騒音</td> <td>H1 ; 3,915</td> <td>H11 ; 2,890</td> </tr> <tr> <td>近隣騒音（営業、拡声器、家庭生活）</td> <td>H1 ; 5,751</td> <td>H11 ; 3,104</td> </tr> </table> <p>苦情件数に占める未規制施設等の割合 工場事業場23%、建設作業36%</p> <p>（データの出典：騒音規制法施行状況調査）</p>	工場事業場騒音	H1 ; 7,118	H11 ; 4,533	建設作業騒音	H1 ; 3,915	H11 ; 2,890	近隣騒音（営業、拡声器、家庭生活）	H1 ; 5,751	H11 ; 3,104
工場事業場騒音	H1 ; 7,118	H11 ; 4,533								
建設作業騒音	H1 ; 3,915	H11 ; 2,890								
近隣騒音（営業、拡声器、家庭生活）	H1 ; 5,751	H11 ; 3,104								
3 評価	<p>騒音規制法に係る事業により、苦情件数が減少している。</p> <p>しかし、工場事業場及び建設作業騒音については規制対象外のものに対する苦情が増えており、近隣騒音に対する苦情の割合も高い。</p> <p>そこで、規制対象追加等の施策を行うための調査、近隣騒音対策のための音風景・音環境の視点を取り入れた普及啓発活動が必要である。</p> <p>また、騒音防止技術については、苦情者から見れば効果の高い対策が期待でき、発生源者から見れば複数の対策から最適な対策方法を選択することが可能となる。新技術の普及を促進するには、国がその技術を評価することが有効である。</p>									

	<p>低周波音については、その影響が明確になっていない。現在までに測定マニュアルを作成し、データを集める体制を整えた。今後は、データ収集・人体に対する影響調査を行い、対策を立案する必要がある。</p> <p>環境基準は常に適切な科学的判断が加えられなければならない、規制基準についても実態に応じて改正すべきである。これらに関する調査は環境基準の検討及び騒音規制法施行の上で不可欠である。</p>
<p>4 予算事項名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣騒音等対策推進 ・騒音規制法施行事務費 ・騒音規制対象施設等実態調査 ・騒音低減新技術状況検討調査 ・低周波音の影響に関する調査
<p>5 対応副施策等</p>	